

令和6年4月1日

学校部活動規則

第1章 総則

- 第1条 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育むものである。
- 第2条 学校部活動は学校教育の一環として行うものであるから、学校の指導・管理のもとで推進させなければならない。
- 第3条 部は学年・組の所属を離れて、同好の生徒をもって組織する文化・スポーツ関係の団体である。

第2章 設立

- 第4条 部の設立を希望する場合は、下記の事項を生徒指導部に提出し、職員会議を経て、校長の承認を得なければならない。
- ①部の名称と主な活動内容、目的
 - ②顧問予定教員(2名以上)
 - ③入部希望者の動向
 - ④活動のために主に使用する設備・施設等(場所)
 - ⑤年間の運営に関する事項(活動計画・必要物品・運営費等の徴収方法等)
 - ⑥期間限定で、大会に参加するなどの目的が生徒の人格形成に必要と判断し、上記①～④の条件を満たす場合。

第3章 運営

- 第5条 学校部活動の必要経費は部員より徴収する。
- 第6条 部は相互の連絡調整のため、生徒指導部が主催する部顧問会議を持つ。

第4章 活動

第7条 活動条件・時間

- ① 顧問は月間活動予定を2ヶ月前の職員会議で提案する。
- ② 学校部活動を実施する場合、必ず顧問の付き添いを必要とする。
- ③ 活動日は基本水曜日とする。活動時間は15時30分～16時30分とし、16時45分完全下校とする。(顧問は休憩時間の振り替えを行うため教頭に1か月前に事前申し出をする)
- ④ 学校が定める曜日(水曜日)以外に活動する際の活動時間も15時30分～16時30分とし、16時45分完全下校とする。
- ⑤ 夏季休業中は原則として熱中症予防のため屋外での活動を禁止する。
- ⑥ 夏季休業中、冬季休業中の活動は登校日のみとし、顧問2名以上と養護教

諭、首席、管理職いずれか1名以上が勤務している日とする。

- ⑦ 登校日を除く長期休業中および土日祝日の活動は、原則おこなわない。
- ⑧ 進路に関わる現場実習(3年)の一週間前と実習中は、原則おこなわない。
- ⑨ 大会には学校長の許可を得た上で参加することができる。大会に参加する場合は学校長に願い出、許可を得る。
- ⑩ 外部からの指導者を招く場合、顧問は学校長に願い出、許可を得る。
- ⑪ 研修日、会議日は実施しない、
- ⑫ 事故防止、安全な活動が行えるようにする。
 - ・活動に際し、顧問の数が不足したら、ほかの教員を要請する。
 - ・あらかじめ決めた活動内容を実施する。
 - ・活動中の生徒の体調の変化や意思の表示など、顧問は生徒を十分に観察し、発達段階を考慮した上で、本人の意志だけで判断することのないよう留意する。また、終了時に体調の変化やケガがないか観察、および生徒に確認し、異常があれば保健室、管理職への連絡、保護者への連絡を行い、必要な処置、病院に付き添いを行う。なお症状に応じて必要な処置はスポーツ事故時の対応マニュアルに沿って行う。
- ⑬ 卒業生が活動に参加する場合、事前（2週間前まで）に学校長に願い出、許可を得る。

第5章 休部

第8条 次の場合、部の休部を生徒指導部会で検討し、職員会議で報告する

- ① 学校の施設設備等の改変により学校部活動の活動領域が確保できなくなった場合。
- ② 校内に適当な指導者が得られない場合。

第6章 廃止

第9条 次の場合、部の廃止を顧問が職員会議にて提案できる。

- ① 学校の施設設備等の改変により部活動の活動領域が確保できなくなった場合。
- ② 部の活動が実際に行われず、有名無実の状態となった場合。
- ③ 校内に適当な指導者が得られない場合。
- ④ 期間限定の活動として設立した部が大会出場等の目的を果たし活動を終えた場合。

第7章 入退部

第10条 入部を希望する生徒に対して、部顧問は本人・保護者に以下のことを必ず説明し、保護者の承諾を得た後、入部手続き(入部願)を行う。

- ① 送迎について (原則自主登下校生または、保護者が責任を持って行う)
- ② 活動時間
- ③ 活動内容
- ④ 配慮事項の確認

第11条 退部を希望する生徒に対して、顧問は保護者・担任に知らせ入部に準ずる手続きを行う。

第12条 重複する入部については生徒の希望により活動を認めるが、生徒本人の体力等様々な事項に対し十分配慮し、当該顧問で連絡調整する。

第8章 部顧問

第13条 教員は部顧問になることができる。(希望があれば複数顧問可)

※(必ずならなければならないということではない)

第14条 主たる顧問が負担にならないよう、部顧問会議で出来る限り均等化を図る。
(決定方法の手順)

- ①全教員に部活動顧問希望調査を実施する。
- ②調整後、部活動顧問案を職員会議に提案
- ③部顧問の決定

補 家庭・担任との連携・指導力向上

- A 保護者と顧問が密に連絡をとり、家庭と学校が協力して生徒の活動を支援する。
- B 顧問は担任と連携し、保護者への連絡事項など、共通理解を図る。
- C 貴重品等の管理は顧問が行い、鍵付きロッカー等に保管する。
- D 運動を実施する部活動については、指導上重大な事故を起こさないようにするため様々な方法で研修等に参加し、熱中症対策や水分摂取についての知識・怪我への対応・運動処方等についての知識の習得や情報収集を行い、指導力を高めていくことが望ましい。(日本体育協会スポーツ指導員研修・文部科学省のホームページ等)

附則 本規則は令和5年6月1日から施行する